

Q 11 最近，薬物を遊び感覚で使用する子どもが増えていると聞きます。子どもを持つ親としてもとても心配なのですが，この問題に対し文部省はどのような取組を行っているのでしょうか？

A 児童生徒の薬物乱用の実態は極めて憂慮すべき状況にあります。薬物使用は，依存を引き起こし，心身に取り返しのつかないダメージを与えます。文部省では，学校教育の場を中心に次のような取組を行っています。

教科等における指導

学校での指導については，「保健体育」や道徳，特別活動における指導の中で薬物乱用の危険性，有害性を指導していますが，新学習指導要領においては，近年の薬物乱用の低年齢化にも対応し，新たに小学校における「体育」の保健領域においても指導することとしています。

薬物乱用防止担当教員の指導力向上

薬物乱用防止教育を担当する教員を対象とした中央研修会及び都道府県研修会を開催するなど，教員の指導力の向上を図っています。

指導資料等の作成

教員用指導資料を作成し，全小・中・高校に配布するとともに，生徒用パンフレットやビデオなどの教材を作成・配布しています。

薬物乱用防止教室の開催の推進

警察庁や厚生省と連携し，警察職員や麻薬取締官OBなどの専門家を学校に招き，児童生徒に対し，薬物乱用の危険性などについての啓発等を行っています。

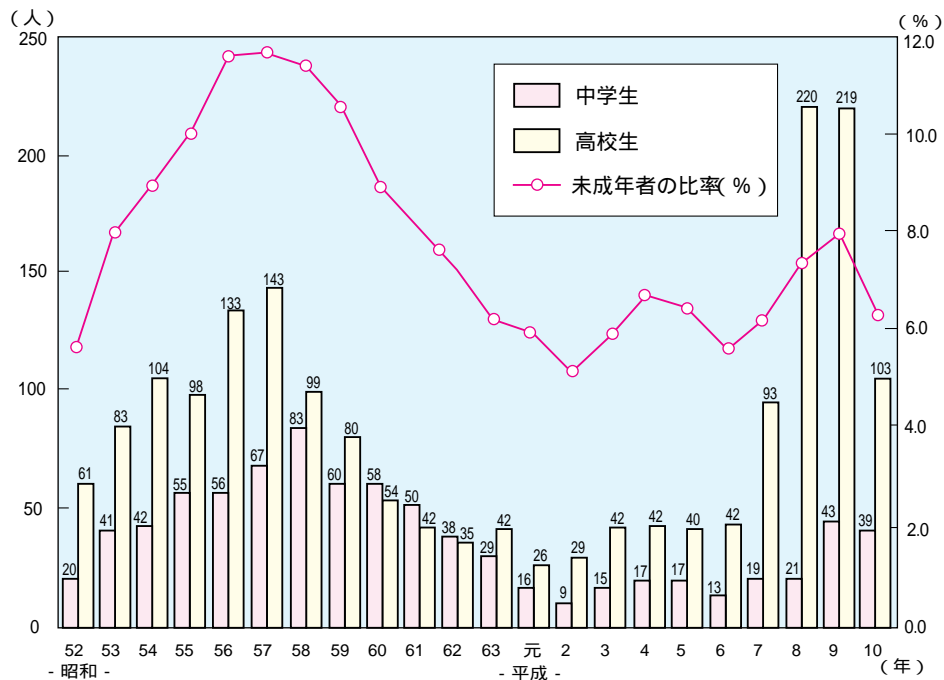
普及啓発

児童生徒の意識を高めるため、競技場などの大型カラーディスプレイシステムを活用した広報啓発活動やシンポジウムの開催、情報提供のためのホームページ（<http://www.hokenkai.or.jp/drug/>）の開設などを行っています。



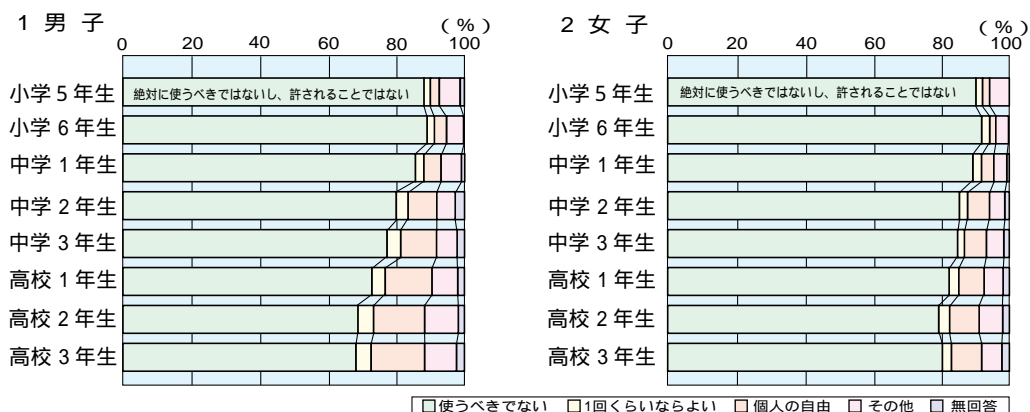
平成11年度薬物乱用防止教育シンポジウム

【中・高校生覚せい剤事犯検挙者数及び未成年者の比率】

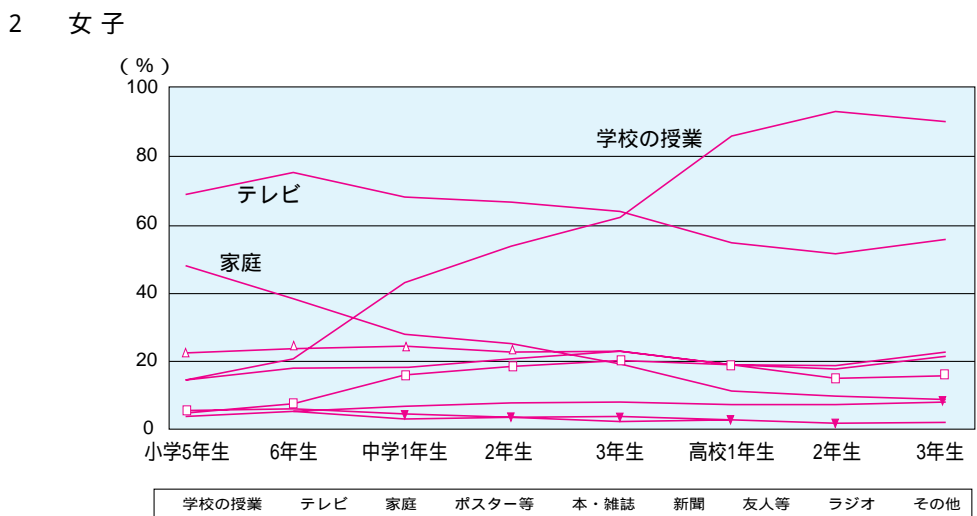
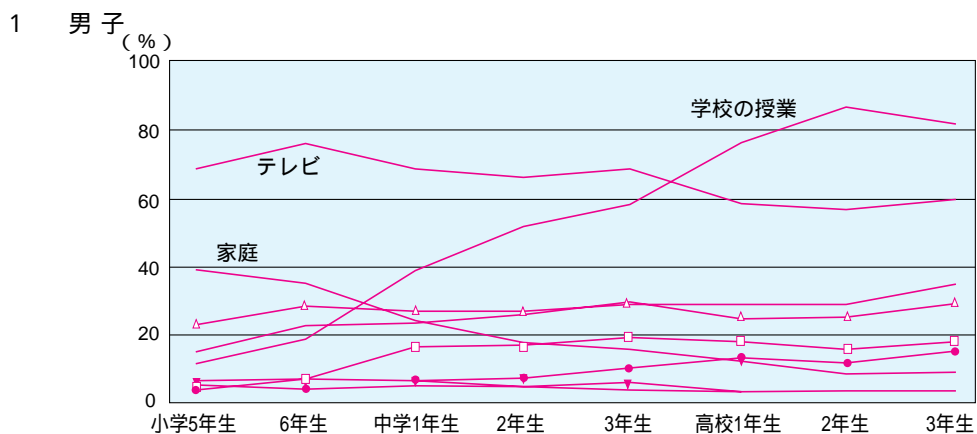


(資料) 薬物乱用対策推進本部

【薬物に対する考え方】

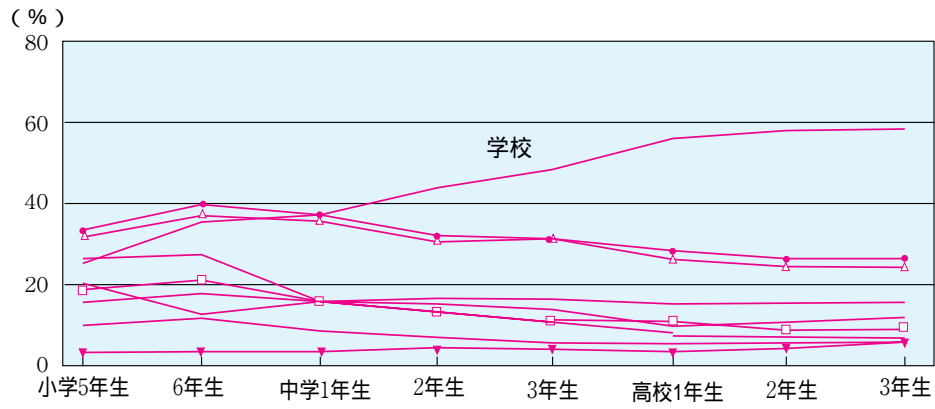


【薬物に関する学習経験の情報源】



【薬物の有害性・危険性を学習することを希望する場所】

1 男子



2 女子

